

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための 接待を伴う飲食店等への対応に関する要望

本年5月25日、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態が終了した旨が宣言され、6月19日には千葉県で実施されていた施設の使用停止の協力要請についても全て解除されたほか、イベントについても7月10日には緩和される予定であり、段階的に社会活動のレベルが引き上げられているところであります。

現在、国、地方公共団体とも、新しい生活様式の定着や検査体制の充実など新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取り組みを推進しているところでありますが、感染者は継続して発生しており、東京都では新たな感染者がここ数日100人を超えているほか、千葉県、神奈川県、埼玉県におきましても感染者が増加している状況にあります。

特に東京都や埼玉県、福岡県、鹿児島県など全国各地の繁華街では、接待を伴う飲食店におけるクラスターの発生が報道されております。

本市におきましても富士見町や中央、栄町など同様の繁華街を抱えていることから、一度大規模なクラスターが発生すれば、市内のみならず、県内の広域に感染が拡大する事態となることも懸念されます。

私たちは感染の拡大防止と社会経済の両立を進めていかねばならない中で、このような事態を回避するために、事前に対策を講じておく必要があると考えております。

つきましては、下記について、ご対応いただきますよう要望いたします。

- 1 感染状況を見極めつつ、接待を伴う飲食店の利用や感染症対策に取り組んでいない店舗での会食を控えるよう県民に呼び掛けること。
- 2 感染者が多くみられる業種の従業員には、県内感染拡大防止の観点から県が先頭に立ち、市町村と連携して積極的な健康管理とPCR検査等の対策を講じること
- 3 接待を伴う飲食店等においてクラスターが発生した場合は、クラスターの連鎖による医療体制の逼迫を防ぐため、速やかに特措法第24条第9項に基づく休業を要請すること。
- 4 休業を要請するにあたっては、休業による収入減等を補完する支援制度を併せて設けること。

令和2年7月10日

千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部長 森田 健作 様

千葉市新型コロナウイルス感染症対策本部長 熊谷 俊人